

**持続可能な地域創造ネットワークを構成する市区町村の災害等における相互支援に関する協定**  
(略称 持続可能な地域創造ネットワーク災害支援協定)

(支援の対象となる災害)

第1条 支援の対象となる災害は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害
- (2) 原子力災害対策特別措置法第2条第1号に規定する災害
- (3) 前2号に準じる市区町村単独で対処することが困難な事態が生じた場合
- (4) 前3号に掲げる事態の発生を事前に予見した場合

(支援の種類)

第2条 支援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水および生活必需品並びにその供給に必要な資機材および物資の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧に必要な資機材および物資の提供
- (3) 救援および救援活動に必要な車両の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの呼びかけ・斡旋
- (6) 被災者に対する住宅の斡旋
- (7) 地元企業、団体等への被災地支援の呼びかけ・斡旋
- (8) 一時避難の受け入れ
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(支援の手続き)

第3条 支援を要請する正会員市区町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし緊急の場合には、電話又はその他の通信手段をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる支援を要請する場合にあつては、物資の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種および人員
- (4) 応援場所および応援場所への経路ならびに移動手段
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(支援の実施)

第4条 支援を要請された締結団体は、可能な限りこれに応ずるように努めるものとする。

(支援経費の負担)

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を要請した正会員市区町村の負担とする。ただし締結団体間の協議によっては、この限りではない。

2 支援を要請した正会員市区町村が、前項に規定する経費を支出するいとまがなく、かつ、支援

を要請した正会員市区町村から申し出があった場合には、支援を要請された締結団体は、一時立替支出するものとする。

(連絡責任者)

第6条 締結団体は、第3条に掲げる要請に関する事項の連絡を確実、かつ円滑に行うために、防災担当部局の責任者またはこれに準ずる者をもって、連絡責任者に充てるものとする。

(体制の整備)

第7条 締結団体は、この協定に基づく支援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。ただし当面の間、締結団体相互間における訓練・行事等は実施しない。協定運営に関する定常組織・会計等は設けず参加負担金等は設定しない。

(協定の離脱)

第8条 締結団体は、次の各号に掲げる場合に協定を離脱する。

- (1) 持続可能な地域創造ネットワークを退会したとき
- (2) 締結団体から申出のあったとき

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項およびこの協定に定めのない事項は、締結団体相互で協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、2021年3月30日より適用する。

附則 本協定は持続可能な地域創造ネットワーク正会員自治体が参加することを原則とするが、参加を強制するものではなく各自自治体の実情と判断に応じ参加は任意とする。また協定への参加の有無にかかわらず持続可能な地域創造ネットワーク会員間において相互支援が必要となったときは協力するように努める。

この協定への参加を証するため、当事者記名押印の上、正本1部を持続可能な地域創造ネットワーク事務局に、副本1部を締結団体に保管するものとする。

以上

協定参加自治体

北海道ニセコ町 北海道斜里町 北海道士幌町 茨城県行方市 茨城県東海村 長野県飯田市

岐阜県多治見市 福井県勝山市 大阪府豊中市 鳥取県北栄町 山口県宇部市 福岡県大木町

鹿児島県日置市